

事務連絡  
令和3年8月30日

各市区町村 情報政策担当部（局）・衛生主管部（局） 御中  
（参考：各都道府県 情報政策及び衛生主管部（局） 御中）

内閣官房 I T 総合戦略室

## ワクチン接種記録システム入力用タブレット端末の送付先の登録について （8月25日以降の取扱い）

7月27日付け事務連絡「ワクチン接種記録システム入力用タブレット端末の送付先の登録について（7月21日以降の取扱い）」において、8月25日までのタブレット端末の送付先の追加登録についてご案内したところですが、新たに登録が必要となったタブレット端末の送付先のリストについては、下記の要領に沿ってご提供頂きますようお願い申し上げます。

また、タブレットの使用場所等の変更があった場合における、情報の登録のお願いについても、引き続きご対応頂きますようお願いいたします。

情報政策部局ご担当におかれましては、衛生主管部（局）に速やかに連絡・共有をお願いいたします。

### 記

これまで既にタブレット端末の送付先リストを提出済みの自治体であって、8月25日（水）の締切以降に追加で登録すべきタブレット端末の送付先がある場合は、以下の登録締切・発送スケジュールに従って登録して頂きますようお願いいたします。

**毎週水曜日の締切までに登録 → 締切日翌週の月曜日以降に順次発送**

※休祝日がある場合、上記のスケジュールより発送が遅くなる場合があります。

緊急的に必要となった際には、個別にご連絡頂きますようお願いいたします。

※タブレット端末の追加受付終了時には、別途ご連絡いたします。

なお、登録にあたっては、各登録締切日の2営業日前頃までに、内閣官房 IT 室から、各自治体宛てにそれまでに確定した端末送付先リストのファイルをメールさせて頂きますので、当該ファイルに追記する形で送付先をご登録頂きますようお願いいたします。

また、既に送付済のタブレット端末について、端末の使用場所の変更等が生じた場合には、自治体内で適宜転送いただくなど柔軟なご対応をよろしくお願いいたします（各端末の最終的な使用場所の名称・住所について、記録・管理頂くようお願いいたします）。

加えて、内閣官房 IT 室から送付する端末送付先リストにおいて、タブレットの追加登録有無にかかわらず、使用場所等の情報に変更があった場合には、上述の、各登録締切日の2営業日前頃までに内閣官房 IT 室からお送りするメールをご参照の上、タブレット端末の使用場所等の情報を登録頂くようお願いいたします。

タブレット端末の利用先を「未定」としている場合や、送付先と異なる場所で利用しているケースなどは問い合わせ対応や保守対応の際に端末と利用先を特定できずに対応が遅れてしまうことがあるため、お手数おかけしますがご対応よろしくお願いいたします。

- 【参考】端末送付先リストへの記載上の留意点（3月26日付け事務連絡「ワクチン接種記録システム入力用タブレット端末の送付先の登録について」より再掲）
- ・ 一行ごとに発送伝票に入力するデータとして利用しますので、「同上」や「使用場所と同じ」などの表現は使わずに記載頂くようお願いいたします。
  - ・ 郵便番号は「半角数字と半角ハイフン」で記載頂くようお願いいたします。
  - ・ 住所は市区町村の名前を省略せずにご登録頂くようお願いいたします。
  - ・ 医療機関等向けメールアドレスは、G-MIS ID の通知などに使用しますが、送付先登録期限に間に合わない場合は省略頂いても構いません。
  - ・ 自治体コードはシステム上、各自治体を切り分けるために使用する重要なコードですので、必ず6桁で誤りなきよう登録頂くようお願いいたします。
  - ・ ファイル名を「自治体コード(半角数字6桁)－様式, xlsx」としてください。
  - ・ メール件名の最初に「【端末送付先】」と記載ください。
  - ・ 「[digitalvaccine@digital.go.jp](mailto:digitalvaccine@digital.go.jp)」と、各都道府県のご担当部局を宛先にしてください。

(以上)

連絡先

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室  
（市川・小泉・松本）

電話番号：03-4477-6783

メールアドレス：[digitalvaccine@digital.go.jp](mailto:digitalvaccine@digital.go.jp)